

平成26年第7回(12月)川南町議会定例会議録 (2日目)

平成26年12月9日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年12月9日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津克司君
 - ・故郷 川南を好きになる教育の推進について
 - ・緊急災害避難時の対応について
 - ・持家取得助成金の充実について
- 2 米山知子君
 - ・町民が利活用しやすいマイクロバスの運行はどのようなものか
 - ・農村公園の将来をどのように考えるか
- 3 川上昇君
 - ・施設管理の効率化について
- 4 内藤逸子君
 - ・新茶屋ため池の問題点(土砂堆積によるオーバーフローや排水溝詰まり)について
 - ・おたふく風邪の定期予防接種事業について
 - ・MBR関連の悪臭対策と町の指導責任について
- 5 児玉助壽君
 - ・平田川の防災対策及び漁業資源管理等について
 - ・川南町地域防災計画について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで環境水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○環境水道課長（大山 幸男君） おはようございます。一昨日、12月7日、日曜日に起きました西ノ別府地区送水管の漏水について報告をさせていただきます。

発生時刻は、11時50分ごろ、町民からの通報で、役場警備員から環境水道課職員に連絡があったのは、12時10分ごろでした。発生場所は、西ノ別府浄水場の入り口付近にある送水管バルブからでございます。送水管は、ダクタイル鋳鉄管、管径300ミリメートルでございます。

当初、送水を継続し、使用量の少ない深夜に修理を考えておりましたが、送水を継続しても配水池の水位の低下が著しく、17時に送水を断念し修理することにしました。この間、補修用の資材の手配等を行っておりました。

修理に長時間かかることが予想されたため、16時、17時、18時に防災無線を利用しまして節水のお願いをいたしました。16時の段階で配水池の水位は4メートルでございました。18時過ぎに配水池の水位が2.5メートルを切ったため、使用中止のお願いを防災無線で19時15分、19時30分、19時45分、20時に行いました。20時の時点での水位は1.6メートルでした。修理が終わり送水を開始したのが22時30分、この時の配水池の水位は0.9メートルでした。

漏水の原因につきましては、現在調査中でございます。町民の皆様には御迷惑、御心配をおかけし、申しわけありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。一般質問通告書に基づきまして、質問をいたします。

まず最初に、故郷川南を好きになる教育の推進について伺います。

川南町教育振興基本計画が策定され、8月に配付されました。計画の策定の趣旨は、「ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい川南の人づくり」とあります。そのためには、子供たちはもちろん、全町民を対象とした、文化、教育の推進施策が必要です。川南のことを学び、好きになり、誇りを持つ教育、子供の知りたい欲求に大人は寄り添い知的好奇心を育て、ともに学ぶことが大切だと考えます。川南を好きになるよう育てないと、将

来離れて戻って来ず、人口は失われます。

5月に、「川南湿原を守る会」と川南町教育委員会主催による「川南周辺地域の自然と文化シンポジウム」が、サンA川南文化ホールにて開催されました。「川南湿原を守る会」が中心に動かれたようですが、告知不足で参加者は少なかったと聞いています。4人のパネリスト、司会者等は、大学の名誉教授や教授、県埋蔵文化センター所長等、自然、文化に精通した豪華な顔ぶれでした。このシンポジウムを人づくり、文化づくりに有効活用できないものかと思います。

ふるさとを好きになる子を育てる、先人が築いた歴史と文化をしっかりと教える、史跡として川南古墳群、宗麟原供養塔があります。また、宮日の新聞感想文コンクールで中学生の部、最優秀賞を受賞した三角綾菜さんは、近所にある給水塔から軍馬補充部や空挺落下傘部隊があったことを、現実を知り、平和について考えました。そして、戦前、戦後と松林を、原野を開拓してきた先人たちの思いや誇りの歴史があります。

例えば、現在500人弱いる中学生とPTAと一般町民も参加し、文化ホールを満席にして、ともに学び、話題を共有できるような仕掛け、きずなづくりが必要だと考えます。町民がふるさと川南を好きになり、誇りを持つ教育の一環として川南周辺地域の自然と文化シンポジウムの継続開催について、川南町教育委員会の見解を伺います。

次に、緊急災害避難時の対応について伺います。

異常気象による集中豪雨や南海トラフ巨大地震は、いつ起きてもおかしくないと言われていています。6月の集中豪雨の際、山本別館に10名程度、高齢者が避難されましたが、昼食時に食事がなく、消防団員の弁当を食べていただいたとのこと。こういうときのリーダーシップは誰がとるのか、どう対処するのか、自治公民館長なのか、地区担当職員なのか、消防団員なのか。また、別件で避難したが避難所の鍵がしてあったとか、鍵は開いていたが誰もいなかったというような事例を耳にしました。

避難訓練は、よく実施されていますが、避難所の避難者対応はどのように取り組むのか、マニュアルが必要だと考えますが見解を伺います。

最後に、持家取得助成金の充実について伺います。

定住促進のため持家取得助成については、昨年度、16件の助成実績でしたが、今年度は要望が多く、9月議会にて補正予算が組まれました。

建設業者について調査したところ、平成25年度助成16件の建物価格は2億3084万1029円、内訳は町内業者7件、1億859万7200円、町外業者9件、1億2224万3829円でした。1件当たりの建物平均価格は1442万7564円となっています。

平成26年度は、11月11日現在の実績をみてみますと23件助成決定で、建物価格は4億4492万8807円、内訳は町内業者8件、1億6575万904円、町外業者15件、2億7917万7903円で、1件当たりの建物平均価格は1934万4730円と前年対比491万7166円、約500万円程度高額になっています。これは総床面積が広い新築住宅が多かったことと考えられます。持家取得とな

りますと建物だけでも大きな金が動いているのがわかります。

建設業者は、町外業者が65%、町内業者が35%となっています。この大きな建設資金が地元地域に還流し、それが地域内で循環すれば川南町の経済効果は大きくなります。地域発展の決定的要素は、地域内再生投資力だと言われています。そこで、この町内業者35%という現実を見たとき、より大きな地域活性化施策として、町内業者施工物件に対する優遇措置は考慮できないのか見解を伺います。

以上です。関連質問は質問者席にて行います。

○教育長(木村 誠君) 今回開催されましたシンポジウム、川南周辺地域の自然と文化につきましては、「川南湿原を守る会」が主体となり、5月10日に、サンA川南文化ホールで開催されたものですが、教育委員会といたしましては、バックアップ側に回らせていただいたところです。

御案内のとおり、シンポジウムの内容は、川南湿原の希少植物の価値とその再生について、事例を紹介しながら討議がなされ、また、後牟田遺跡や川南古墳群を顧みながら、西都児湯地区の古墳との違いから川南の歴史を創造していくなど、川南の自然と文化について理解を深めていくものでした。

教育委員会といたしましても、先ほどお話しありましたけれども、7月末に完成しました川南町教育振興基本計画に基づき、川南の歴史や文化財に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、学校や地域において積極的に活用していただくよう、さまざまな仕掛けや工夫をしていくことで、ふるさと川南に対する誇りや愛着が育まれるよう努めなければならないと考えております。

次年度からの開催につきましては、7月に行われました川南湿原保護委員会、これは大学の先生方5名にお願いしている委員会ですけれども、そこでも継続開催したいとの意向でまともりました。今後、「川南湿原を守る会」の意見を十分尊重しながら継続開催に向けて積極的に協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長(日高 昭彦君) それでは残された緊急避難所の件、それから持家取得事業のついでの件の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、避難所の対応について、マニュアル等、そういうのが必要じゃないかということでございます。当然そういうのは平時のときにいかに想定して把握しておくか、予想しておくかということが非常に大事なことで感じております。現在、庁内で本年の7月から来年3月20日までを委託期間として、地域防災の防災計画の見直しを図っております。

これは、御指摘があった南海トラフ、全国的な見直しの中で、国の法律、そして県の計画、そういうのを整合性を見ながら、まずは全体としての防災計画、そして職員の初動マニュアル、もう一つは避難所を運営する場合のガイドラインということで、今作成中でございます。

最後の持家取得制度に関してでございますが、現在、25年から始めまして、来年までというようになっております。27年度、最終年度となりますので、それに関して今後のことも検討をしていきたいと。議員がおっしゃるとおり、地域内の経済をいかに活性化させるか非常に重要であると感じておりますので、これからの課題だと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 大変失礼いたしました。焦っておりました。

まず、故郷川南を好きになる教育の推進についてですけれども、教育長から答弁いただきましたけれども、川南町教育振興基本計画の第5章、計画の推進についてですが、ふるさと川南町が好きと思う児童生徒の割合が、現状値で小・中とも91%で、目標値が95%となっております。施策の内容と主な取り組み等を読んでみましたけれども、この5%、100%にならない5%がどうも理解できないのですが、100%にもっていけない要因はどこにあるのか教育長に伺います。

○教育長（木村 誠君） お答えします。

先ほども申しましたけれども、7月末に振興基本計画を策定いたしましたんですけれども、これは県が策定しております県の教育振興基本計画を参酌し作成したものであります。県の平成22年度の調査では、同様の質問に小学生が92%、中学生が85%、好きと回答しております。そしてまた目標値を小学生は95%、中学生は90%というふうに県のほうはしております。

本町の子供たちの地元を思う気持ちは、既に中学生が高い状況に、小・中生とも90%ということですので、状況であり、目標値は県に準じまして、小学生は95%、中学生は県以上の95%を策定をしたところでございます。

策定委員の方10名にお願いしておりましたけれども、当然思いは100%であったというふうに思うんですけれども、どうしてもやっぱり好き・嫌いという心情面におきましては、このあたりが最大値と考えていただいたのではないかなというふうに思っております。

御案内のように、先ほどもおっしゃいましたけれども、スローガンは「ふるさと川南を愛し 未来を拓く 心豊かでたくましい川南の人づくり」であります。今後とも川南町の人材、伝統文化、自然に触れる機会を設定していき、子供たち一人一人に強い郷土愛を育み定着させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） では2番目にまいりますけれども、緊急災害避難時の対応についてですけれども、町長は自治公民館制度で、消防団も枠組みの一員となり、住民と連携強化が図られる環境が整う各地域に自主防災組織の結成等を推進すると言われました。自主防災組織の立ち上げの現状、今年度の実績を伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 今年度の実績ということではありますが、これまで現在、四つの自主防災組織があります。今年度、自主防災組織になって、いきなり結成は今のところはできておりませんが、二つの自治公民館で結成に向けての準備が進んでおります。

ただ、なぜもう一步進んでないかといいますと、現在、先ほど町長が申しましたように、地域防災計画の見直しを図っておりますので、これとの整合性の必要もあろうかと思っておりますので、また、自主防災組織については、自主、自発的な組織だと考えておりますので、その観点から機運が盛り上がり次第、やはりそういった動きも出てくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 自主防災組織について、自主、自発的な組織というふうな発言がございましたけれども、やっぱり町民を守ると、地域を守るということは、町がリーダーシップをとって、方向づけをしていかななくてはいけない案件でないかというふうに考えております。

では次にいきますが、防災士の育成の現状を伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 防災士については、現在、町職員3名を含めまして、13名の防災士が現在町内に在住しております。また、今回の補正予算でも上げておりますように、防災士については、今、町のほうが、受験料、手数料等については助成してる関係で、申請が、山なりじゃないですけど出てくる状況でありますので、今後とも防災士含めたそういった部分を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先月、最大震度6弱の地震が長野県北部を襲いましたが、住民同士の助け合い、強いきずながあって死者ゼロであったと、共助の大切さが大きく報道されました。死亡者を出さなかった要因として、災害時の避難に手助けが必要な高齢者ら要支援者の住まいなどの情報を地図上に書き込み、それを地域住民で共有し、誰が支援するかを含めて事前に災害時住民支え合いマップを作成し、備えをしていたということでもあります。また、地区の区長は、住民同士みんな顔見知りで、76世帯、220人全員の顔が分かり、安否確認もスムーズに進んだと言っています。我が町の自治公民館が目指すべき姿の一端かなと思います、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、自主防災組織及び自治公民館、基本的には自分たちの町は自分たちで守ることが基本でありまして、今回の地震、長野県の事案におきまして、まさに我々川南町が目指すところだと思っております。いろんな地域性、規模、そういうのはあったとしても、当然、町がやるべきこと、そして住民の皆様とともにやることは、基本的、日本中同じだと思っております。目標にしたいと思っております。

○議員（中津 克司君） 目標にしたいということですが、共助の核となる消防団の組織編成ですけれども、平成27年4月に分団10部制へ移行計画ですが、後援会組織との協議は順調にいつているのか伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 後援会との協議は、今年度に入りましても行っており

ます。

一番問題なのは、問題といたしますか課題なのは、これまで14部あったそれぞれの消防団の部の後援会費が地域によってばらつきがございます。そのところを今回、部を消防団の再編に当たりまして、どのようにするかというのが一番問題といたしますか課題だと思っております。

実は、昨日、消防後援会が行われたんですが、午後からまた関連と申し上げては恐縮なんですが、消防団関係の御質問もあるようですが、ちょっと午前中、担当が緊急で休んでおまして、その報告を聞いてないもんですから、午後からの答弁の中で行いたいと思いますので、その問題が今後の消防団再編に当たって、これまでもそういった消防後援会費の中で運営もしておりますので、移行はできていくのではないかと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、次にまいります、災害対策基本法が、昨年改正、4月に施行され、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。現状はどうか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 要援護者台帳の情報についての御質疑でございますが、平成23年度に要援護者登録制度の周知広報を行いまして、要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する手上げ方式で募集しましたが集まらず、こちらの地方公共団体の持っている情報を共有する形で、平成24年度よりシステムのほうに導入しております。要援護者台帳の情報としましては、現段階で2,266件の台帳上の登録をしております。

以上です。

○議員（中津 克司君） その要援護者名簿を減災にどう生かしていく考えか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 現在の利用状況としましては、平常時から社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員・児童委員等の協力機関で共有し、情報を共有しながら見守り体制に利用しているのが現状でございます。

防災関係につきましても、これらの情報を今後の計画の中で利用できるような形にもっていければというふうに感じている次第でございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 長野の例を見てみますと、近隣住民によるきめ細かい支援計画や日常的な訓練が、いざというときに役に立つわけですがけれども、細かい支援計画の作成、例えば長野県の災害時住民支え合いマップですけども、こういうのが我が町でできるのにはどれくらいの時間を要するとお考えですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいまの御質問ですが、やはりそういった何と申しますか、メッシュと申しますか、そういった地図上でピンポイントで落としていく場合は、やはり相当時間かかるかなと思っております。ただ、かかるとかじゃなくて、これはやっていけないといけないわけなんですけども、これまで災害に強い川南町ということで、そこら辺が十分に行えなかった部分もあろうかなと思っております。

今回の11年の地域防災計画以来、ことしで15年ぐらいたっておりますが、これまでも見直しについては行っていかないといけなかったわけなんです、阪神・淡路大震災、それから東北大震災とか、そういった震災が起こった以降、国の法律関係もかなり制度的にも整備してきておりますので、そういった事情に合わせて態勢固めといいますか、そういった部分を整備していきたいと思っております。

以上です。

○議員(中津 克司君) 次にいきますが、町長は、改革の実行として、10年、20年後を見据え、安全で安心なまちづくりのため、地域がみずから主体性と責任を持った個性ある自治公民館制度をいよいよスタートさせます。半世紀ぶりの大改革であり、幾多の困難が予想されますが不退転の決意で臨みます。また、日本一元気な川南づくりの基礎をつくってまいりますとも述べられました。そして住民満足度の向上を目指して機構改革を実施されました。そのポイントの一つが、まちづくり課の設置であると思えます。

町長が改革のメインとして挙げた地域づくり、自治公民館、協働など、これらを担当する課が協働推進係であります。現在、中心的に実務を担当する課長補佐兼協働推進係長が人事異動により不在であります。町長がキーワードとした住民目線からしても早急に対処すべきです。改革に対する本気度が問われますし、共感している町民に疑心暗鬼を生じさせます。老婆心ながら申し上げ見解を伺います。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおりでございます。まず職員が、一人一人でする仕事、それからトータルでする仕事、当然あるかと思っております。体調不良いろいろ原因があることもありますし、現にそういう職員は年に数名休養、数名じゃありませんけど休むときもございます。要は、どの職員がやろうが、やはり町として取り組むべき行為は当然するべきであると。そのフォローは全員でまた行っていくものだと考えております。

人事に関しては、なかなか100%満足というのは非常に厳しいのが現実かもしれませんが、それとこれとは別な話で、仕事としては当然やっていくべきだと思っております。

○議員(中津 克司君) 確認ですが、現状のまま推移する考えでありますか。

○町長(日高 昭彦君) 今年度に関しましては、現状のまま推移します。

○議員(中津 克司君) 機構改革後、11課、1事務局となりましたけども、課長補佐不在の課はほかにあるのかどうか伺います。(「質問の内容が聞き取りにくかった」と呼ぶ者あり) 機構改革後、11課、1事務局となりました。課長補佐不在の課はあるのかどうか伺います。

○町長(日高 昭彦君) ほかにございません。

○議員(中津 克司君) ちょうど1年前の12月議会において、議案第64号川南町課設置条例を定めるについてで、組織機構の見直しが提案され、議員全員賛成で可決された案件であります。議案理由なり、まちづくり課の事務分掌等は省略しますが、議会としても失敗は許されないわけです。

自治公民館制度移行後の状況について、最近の館長へのアンケート、ヒアリング、また、館長及び運営委員との座談会においてもいろいろな意見要望があり、担当課は走りながら考えることが多々あると考えます。適正な人員配置がなされているかどうかを知る一つの方法として時間外手当の発生状況があります。10月、11月のまちづくり課の時間外手当実績を伺います。

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午前9時33分休憩

.....

午前9時33分再開

○議長(竹本 修君) 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○総務課長(諸橋 司君) まちづくり課の職員の時間外手当につきましては、手元に資料を持ってきておりません。後ほど議員のほうにお渡ししたいと思います。

以上です。

○議員(中津 克司君) 私は、ふえているというふうに思っております。それと、人員についても、課長補佐については級別職員4級の人か課長補佐なわけですけれども、標準的な職務が課長補佐ですけれども、4級の方は47人おります。もう早急に、不転の決意で臨みますということでもありますので、改革達成のためには一番肝心な部分であると考えます。ここは改善をお願いしたいということを申し上げ、次にまいります。

3番目の持家取得助成金の充実についてであります。ちなみに新富町では地元業者施工100万円、地元外業者施工50万円とのこと。我が町のできる範囲、例えば10万でも20万でもいいわけですけれども、考慮する価値があるのではないかと申し上げます。これについては答弁もなかなかできないと思いますので、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(竹本 修君) 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員(米山 知子君) 通告書に基づき質問をいたします。

最初に、マイクロバスについて質問をいたします。

町のマイクロバスは、町や自治公民館、あるいは町内の各種団体が行う行事、事業、研修などに大いに利用され、何か計画を立てる際には、まずマイクロバスの確保からということをお聞きしますが、最近、運行基準に関して不満の声を耳にいたします。町民が利用しやすいマイクロバスの運行はどのようなものか、運行規程の変更は可能なのかということをお聞きいたします。

まず、マイクロバス運行の現状はどうなっているのでしょうか。町は2台のマイクロバスを運行していると思いますが、その利用状況はどのような状況でしょうか。マイクロバスの運行に関して、町民から要望などは上がっていないのでしょうか。

川南町マイクロバス運行に関する規程の中で、運行基準には、運行範囲は県内で日帰り

きる行程であることとあります。しかし、高速自動車道の開通で県外へも短時間で行けるようになってきている現在、この規程を見直す時期ではないかと思えます。この規程を見直すことで町民の行動範囲をさらに広げることも可能になってきます。

情報化社会の現在、現地に行かなくても情報は得られるとも言われますが、やはり自分の目で見る、耳で聞くという体験は、子供に限らず、大人でも重要なことです。特に、自治公民館制度をスタートさせ、住民自治を目指しているのであれば、大いに住民の見聞の機会を広げるよう、マイクロバスの規程を見直す必要があるのではないのでしょうか。

なぜ県内に限定されているのか、なぜ日帰りなのか、そして運行規程の見直しは可能なのかをお答えいただきたいと思えます。

次に、農村公園について質問をいたします。

農村公園と呼ばれるものは、昭和51年に制定された川南町農村公園条例で12か所が指定されています。設置の目的としては、第2条に、町民の福祉を推進するため、農村総合整備モデル事業実施要綱の規定により、農業集落に居住する住民の利用に供するため農村公園を設置するとありますが、約40年も前に設置された時は、いわゆる団塊の世代の方々も20歳代の若さでしたので、ソフトボールなどで大いに活用されたようです。ところが、年月を経て、その方々も高齢者と呼ばれるようになり、農村公園のほとんどが利用されなくなってきております。そこで、まず現在の農村公園の利活用の状況はいかがなものかお尋ねいたします。

昨年度は、12か所の農村公園のうち、所在地の旧分館で管理している所が3か所、残りの9か所については、業者に委託して管理していると聞いております。地域の人からは、農村公園は使わない、要らないという声も出ていることを聞くと、設置された時はその必要性があった農村公園ですが、40年近くたった現在、利用の多い農村公園と利用されない農村公園について、今後どうしたらよいか考える時ではないのでしょうか。

利用の多い農村公園については、設置後40年近くたっていることから、施設の整備、改修が必要になってきているでしょうし、利用の少ない農村公園については、今後どうしたらよいか、どうするつもりなのか、何か計画があるのか伺います。

最後に、多賀地区にある十文字農村公園トイレについてお伺いいたします。

十文字農村公園は、長寿会のグラウンドゴルフやサッカーのスポーツ少年団が定期的に使用しておりますし、また、周辺の住民の散歩コースの休憩場所として、さらには公民館行事の場所として大いに利用されているようです。管理も昨年度までは地元住民が行ってきたようです。このように十文字農村公園は、ほかの農村公園と違い、農村集落に居住する住民の利用に供するという農村公園の役割を果たしていると考えられます。

しかしながら、このような利用状況の中で、トイレを見たとき、町は十文字農村公園のトイレの現状を認識しているのかを考えさせられてしまいます。もし、わかっているのなら、その感想と今後どのようにするつもりかをお伺いいたします。

スポーツランド構想の中で、町の中心部の運動施設は、すばらしく整備が進みました。し

かしながら、周辺地区の運動施設はどうなのでしょう。周辺地区にとって唯一の運動の場所である農村公園、せめて快適なトイレになれば利用者がふえ、運動や集まりの拠点になるはず。スポーツランド構想は、スポーツ合宿の誘致だけではなく、町民の基本的生活の中にスポーツを取り入れ、健康な生活を目指すことではないでしょうか。

このようなことから、ぜひ十文字農村公園のトイレを再度見ていただき、果たしてこれで町民のための農村公園と言えるのかどうかを考えていただきたいと思います。

以上、質問の要旨を述べさせていただきました。詳細は答弁を伺いながら質問席で行います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

まず、マイクロバスの件でございます。

なぜ県内なのか、なぜ日帰りなのか、規程の見直しはあるのか、できるのかという冒頭からございました。まず、住民の皆様から、やはりマイクロバスをいろいろ使いたい、自分たちの活動に生かしたいというのは当然なことでありまして、その要望は十分聞いております。ただし、このマイクロバスに関しましては、車である以上、法の規制がございます。実は宮崎陸運支局、警察本部、また、県のバス協会連名で指導を受けております。

内容は、バスについて、自家用バス、営業バスの違いがございますので、町のマイクロバスは町の自家用バスということでございます。つまり、町の関係の送迎のみで、それ以外の使用はできませんとなっております。それを多少、拡大解釈をして、町主催もしくは共催の行事については範囲を持たせて実際に運行させていただいておりますが、バスについては一たび事故が起こると社会的に与える影響が甚大であるということで、道路運送法を順守するように指示を受けているところでございますので、全ての要望について簡単に単独ではできないと思っております。我々の中ではできる範囲のことを精一杯やらせていただいております。

年間の使用状況もございましたので、現在2台ございます。正式なマイクロバスと、もう一つは社会福祉協議会が所有し、詳細は後で述べますが、福祉バスですね、その2台について、町としてもできる限りの運行ということでやらせていただいております。

次に、農村公園についてでございます。

議員の言われるとおり、もうかなりの年月がたっております。古い物から最近できた物まで含め。もともとは住民が自分たちで管理するからということで作らせていただいておりますが、やはり時代の流れとともにいろんな形で使われなくなった所もございます。管理を町がやっている所もあります。今、アンケート調査をしまして、住民の多くは、やはりまだ残してほしいという要望があるのは現実です。ただし、実際は使ってないと。そういう相反する事例もございますので、今後についてはしっかりと検討して、廃止するのか、その後、こういった形の利用ができるのかというのは、その都度、事案ごとに検討する必要がありますし、実際やっております。足りない部分については、また担当のほうから答弁をさせたい

と思っております。

最後に、十文字のトイレのことですが、私も先月ですか、大会があつて、また行かせていただきました。当然、おっしゃるのは十分わかります。なかなかトイレも使う頻度が少ないと、浄化槽の例えばの菌の定着がないということで、なかなかそれも無理、簡易な水洗トイレ、いろいろあるんですが、現に今使える状態であるということ、それからトータル的な予算を運行しておりますので、それについてはまた個別に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議員(米山 知子君) では、最初はマイクロバスのほうから、法の規制があるということで、今の現状でやむを得ないというようなことと、そういうお考えであるというふうを受けとってよろしいんですか、端的に言えば。

○町長(日高 昭彦君) 原則はそのとおりであります。

○議員(米山 知子君) 私も、この質問をするに当たって、一応近隣町村、同じ自治体のマイクロバス運行規程というのを取り寄せていただきました。川南町のものももちろんです。今、手元に西米良、高鍋、都農、木城、新富、西都市を除いた近隣というふうを考えておりますが、いろいろです。

ただ、町長が言われるように、もし法の規制があるならば、どこの町村も同じような運行規程をつくっているはずですが、これが微妙に差があるので、私はこの質問をすることにいたしました。

まず、川南町と同程度のレベルということは、日帰りで県内に限るところですが、これは新富町です。一番範囲が拡大解釈できる場所は西米良です。1泊2日で帰庁できる範囲。次が、高鍋町、九州管内で、かつ1泊2日です。ですから、西米良の1泊2日というのが、これは非常に拡大解釈ですけれども、私、冒頭に言いましたように、高速道路の開通で、1泊2日で帰れば、例えば九州じゃなくても、山口県ぐらいまでも行けるわけですね。そういうふうに解釈すれば、西米良は九州から出ても可能であるというふうな規程です。高鍋町は、今のところは九州管内で、かつ1泊2日です。この2町が、一応宿泊を認めているマイクロバス運行規程です。

都農町に関しては、運行距離が1日300キロメートル以内であり、かつ日帰りです。300キロメートルということは、片道150キロですから、県外も可能ですね。都農港を起点にすれば、北のほうは大分県まで行けると思います。

木城町の場合には、原則として8時半から5時15分までに帰ってくればいいということで、行程の範囲の規程はありません。新富町が、当町と同じく県内とし、当日帰庁できるということでした。

同じ行政のマイクロバスの運行規程でありながら、片や県外1泊2日も可能であるということ、日帰りで県内に限るとするのは、これは法の規制ではどういうふうな法の規制の解釈

をなさっているのでしょうか。

○総務課長(諸橋 司君) 自家用のマイクロバスにつきましては、乗車定員が多く、多数の人の移動に適している利便性が高い乗り物であるんですけど、自家用バスということで、使用できる範囲が限定されております。例えば、議会議員、あるいは町職員の視察、研修、福利厚生のために使用する場合、それから町がみずから主催、例えば高齢者教室とか小学校校外研修、それから共催する行事に使用する場合は認められております。

運輸局からも、自家用バスの適正使用については公文書で参っておりまして、うちはこの指導に基づいて規程を整備をいたしております。

以上です。

○議員(米山 知子君) どの町村も、運輸局からのそういう公文書は届いていると思うんですよね。なぜ、じゃ各町村でこれだけ違うのか。実際に、それはどこかが法律違反をしているということではないと思うんです。こういう町の規則で決まっているわけですから、そこがいかにか町民が利用しやすいように、いわゆる規程をこしらえるかですよね。法に触れないように、なおかつ町民が利用しやすいようにするには、どういうふうに規程を整備したらいいか。

でも、見る限りでは、特別工夫しているようなこと、ただ規程の中に、同じように人数的な制限も載っております。10人以上が利用するときとか、あるいは公的なものに使うときとか、そういうふうな規程は全く一緒です。

ただ、実際に使う場合に、どうしたら利用しやすいか、利便性を考えたときに、どうしてこれほどのばらつきがあるのか。もし、それが可能であるならば、川南町の規程もいわゆる1泊2日、九州管内に限るのか、あるいは1泊2日で5時15分までに帰庁できる時間とするのか、そういうことに変えることも可能なはずですね。

そこで、町民からの要望がどうなのかということです。今のままで、町民からは、県内だけで十分ですわというような声が上がっているのか、実は大分のどこどこにもちょっと行ってみたいんですよとか、鹿児島のどこにも行ってみたいんですよとか、そういう声が上がっているのであれば、県外ということも当然規程の変更を考えなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

特に、現実的に、私、こういうときにどうされたのかなと思ったんですが、昨年、自治公民館制度をスタートさせるときに、鹿児島島の薩摩川内あたりに何回も行かれましたね、公民館長なんかを視察のために。そういうときには県外です。ただ、規程の最後のところに、ただし町長が認めたときは運行することができるとありますから、何かのときには町長が認めれば県外でも可能なのかなと、県外にも利用されたのかなと思ったんですが、そういうふうには県外に行きたいということは、今の道路事情を考えたときには十分可能な時代になってきているわけなんです。

それをずっと以前からこのままだったからこのままですということが、現状と町民ニーズ

というのを考えていないのではないかと。私は、よそがしているから、これは法律上はできないことではないかなと思ったんですけども、その辺はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われるとおり、住民の要望が何なのかというのは、それは要望からすれば、幾らでも私は制限なくあると思いますが、ここで考えるのは、ほかの町村にできたからできるじゃなくて、遵守することがどこに芯があるのかというのは、基本は何なのかというのが大事だと思っています。

まず、人命が一番重要でありますし、本町として宿泊に関しては民間があります。民業の圧迫、あとは運転手の労働時間がありますので、我が町としてはそういうふうに決めております。

何もかも聞くというのは、今のところはこれでいいと思っておりますし、詳細について細かいことは、必要があれば、また担当に答えさせます。

○総務課長（諸橋 司君） 高速道路の開通により、県外も身近なものになっております。県外研修につきましても、利用目的等を検討した上で可能と判断した場合は、使用できるものとなっております。現在も、高速道路開通後に、大分県の蒲江のほうに県外研修に使用した例がございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 町長の今の答弁で、私は住民の要求を全て聞けということではないんです。要求は限りなくあると思いますが、そこをどこで線引きをするか、それが規程だと思うんですね。今の町長が人命を優先するから、じゃよその規程は人命を優先していないのかというふうに返すこともできるんですが、恐らくどこも人命は大事で、最優先のことだと思うんですね。

そこらあたりが、今、課長の説明では、事情を聞いて、その状況であれば、県外でも今のところは認めておりますということですが、そういう特別なことがないよというよりも、町民にとってはマイクロバスは県内日帰りでしか利用できないよということが今入っているわけですよ。頭の中にインプットされているわけですね。特別なことがあれば、県外もオーケーですよというところまでインプットさせるか、あるいは規程を見直して、県外、しかも帰庁は5時15分までに帰ってこれるところですよというふうに規程を変えることはできないのかどうか、県外も認めることができないのか。

そこで、最初に言いましたね。前提として、規程を変更できることを前提として質問をしますということですが、この辺ができるかできないか、簡単なことです。私が言っていることがわかりますか。

○町長（日高 昭彦君） 規程は、当然見直す必要があるときは見直すべきだと思っています。

○議員（米山 知子君） 見直す必要があるときは見直す、今は見直す必要があるときと思いますか、じゃないと思いますか。

○町長(日高 昭彦君) 現在に関しては、町の規程でいいと思っております。

○議員(米山 知子君) 今は町の規程でいいということですので、今は見直す必要はないということですね。

○町長(日高 昭彦君) 今は町の規程を運用しているということでありますから、必要があれば見直すということですよ。

○議員(米山 知子君) じゃ、そのいつはいつでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) そういうときが来たら、やりたいと思います。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時07分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(米山 知子君) 最終的に、まとめです。

私は、一番最後に言いましたよね、さっき登壇したときに。なぜ県内に限定されているのか、なぜ日帰りなのか、そして運行規程の見直しは可能なのか、この3つです、ポイントは。

そして、今、町長が答弁されたときに、法の規制のもとで規程をつくっている。ところが、法の規制というのはどこの自治体も同じ法の規制がかかっているのに、いろんな自治体で違いがあると。そこらあたりを考えた上で、運行規程の見直しが可能かどうかということでお答えをいただきたいんですが、さっきから水かけ論になりましたよね。いつですかとか、そのときが来たらとか、じゃそのときはいつかとかということですけども、ポイントはここです。

なぜ県内に限定されているのか、なぜ日帰りなのか、これはほかの自治体と比べても、どうして川南がここだけこういうふうな規程になっているのか、法の規制は通りませんよ。法の規制はほかのところも同じ法の規制がかかっているけども、違う規程をつくっているわけですから、法の規定だからこうしていますということは理由にならないと思います。規程の見直しは可能なのか、この3つです。

○町長(日高 昭彦君) 鋭い意見をありがとうございました。なぜ県内なのか、なぜ日帰りなのか、これができた当初と少しずつ社会の情勢は、例えば高速道路を入れて変わっているのは事実だと思っております。その中で、当然、柔軟に対応できる部分是对応するべきだと思っております。

最後に、規程を見直す必要があるのかと。規程の中に、現に県外に行った例もあります。それは、私が言うと失礼かもしれませんが、町長が認めた場合はいいということで、そのことでこの規程はそのまま使えると思っておりますし、ほかの自治体が同じ法律の中でなぜ違うのかということですが、これは解釈の違いですが、だから一緒にできるという理屈ではな

くて、「一緒にできるという理屈でしょう」と呼ぶ者あり] 違います。

この場で、西米良とか高鍋を非難するわけにはいきませんので、じゃ見つからなければいいのか、事故を起こさなければいいのかという理屈に私はなると思っております。

結論から言うと、今、議員が言われるように、必要があるもの、見直す柔軟性を持たせるものに関しては、当然そうすべきだと思っております。

○議員(米山 知子君) 高鍋、西米良が法に違反しているということは私は思っていないので、解釈の違いと言われれば、これは解釈の仕方でいろいろ変更はできるんじゃないかと思えます。

ただ、町長の即答は無理かと思いますが、先ほどもみずからおっしゃいましたように、情勢は変わっております。この規程がいつできたのか、できた当時と比べて今はどうなのかということを見ると、やはり柔軟に規程を見直していくというような作業は必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ私のきょう質問したことを機会に見直していただいて、町民がより利用しやすいマイクロバスの運行規程ができますように。

それから、最後に、町長のということがありましたが、一つ一つ、町長の手を煩わせるようなことは、私はそういう必要はないと思えます。規程の中できちんとしておけば、最後はどれも3番目についているんです。ただし、町長が認めているときにはこれ以外でも可能であるということは、どこでもついております。

でも、それは必ず町長が認めるということは、町長の仕事をふやすことですね。そうじゃなくて、簡単なことであれば、ちゃんと規程の中に盛り込んで、皆さんがわかりやすいように、町長のまさか申請した人とかそのときの気分とかで左右されることはないと思えますが、もしかしたら、町長、きょうは機嫌が悪かったからだめじゃったよとか、あんたじゃからだめだったじゃとか言われかねない。ということは、きちんと規程の中に盛り込んでおく。そういうのが規程ではないかと思えますので、ぜひこのことは、近隣町村のことも法的に違反しているかどうかも含めて、考えながら見直していただきたいと思えます。

次に、農村公園についてですが、十文字農村公園のトイレのことを最後に述べましたが、今の農村公園の使用の現状について私は質問したと思えますので、よろしくお願いします。

○教育課長(米田 政彦君) ただいま米山議員の御質問にお答えします。

現在、12施設ある農村公園のうち8か所、こちらは通山、番野地、十文字、平下、登り口、市納、八方原、孫谷は、定期的に生涯スポーツや地域活動が行われるなど、積極的に利用されているようですが、残りの4か所、八幡、塩付、国光原、細などにつきましては、駐車場や昼食会場に利用されるなど、非常に利用頻度が低い現状です。

以上です。

○議員(米山 知子君) 今、お伺いをしたところでは、8か所は定期的に使用しているということですが、管理はどこが行っているんですか。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの米山議員の御質問にお答えします。

管理と申されております部分というのが、草刈りとかいう部分につきましては、そのほとんどが川南町から委託した造園業者が行っているのが現状です。実際には4か所、26年度では地元が維持管理されているのは2か所で、残りの10か所につきましては町からの委託という形でやっております。

以上です。

○議員(米山 知子君) その2か所は、どこどこでしょうか。

○教育課長(米田 政彦君) 平下農村公園と十文字農村公園です。

以上です。

○議員(米山 知子君) 定期的にご利用しているところが8か所ということで、意外と利用されているのかなと思ったんですが、農村公園の設置当時の状況から、地元で管理するから農村公園をとということが、最初の発足当時の管理をどこが管理するかということだったろうと思います。

それから見ると、使うところが地元が管理しているというのは、結局今のところは2か所しかない。残りは、使うことは使っているけれども、管理はしたくないよというところで、そのあたりが農村公園の存続、存在意義というんですか、考え方としてはどうなのかなという気がいたしますが、使っているところを廃止するというわけにはいきませんので、使っていないところに関しては今後どのようにそれをしていくかということが一つの課題でありますし、使ってはいるけれども管理はしたくないよというところは、どういうふう to それを持っていくか。

もう一つは、使ってもいるし、管理も自分のところでしていますよと、いわゆる設置当時の農村公園のやり方のままでしているところ、大きく分けると、その3つのパターンに農村公園は分けられると思うんですけど、それぞれについては、私は十文字農村公園のことを言いましたが、十文字農村公園は非常に利活用されていると、整備もきれいにされております。

先ほどは、地元住民の利活用の状況を言いましたが、隣接しております保育園の園児たちにとっても広い広場として利用されているようなことを考えますと、農村地域にある公園としては有効活用できてるんじゃないかと、それほどの利用がある中でのトイレということをお伺いしたんですが、やはり分けて考えたときに、もう地元が自分たちは管理はせんけれども使うだけ使いたいよというところと、自分たちできちんと管理して使ってるからやっぱり何とかしてほしいよというところは、分けて考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

農村公園を分ける、分けないという部分につきましては、そもそもの農村公園の趣旨として、住民の福祉に寄与するために広く活用していただくということを大前提にしておりますので、その中で世の中の情勢が変わってきて現状に至っている部分については、ある程度やむを得ないのかなというふうには考えておりますので、それを分けて考えるということは現

在考えておりません。

以上です。

○議員（米山 知子君） 分けて考えるというよりも扱い方を、やはり利用をして、非常に利用されてる農村公園と利用がそれほどでもない農村公園っていうのは、やっぱ管理上、それから設備の補修、整備ということに関しても、どの辺を優先的に考えるかというところで分けてというふうな言葉を使ったんですが、農村公園自体はもうこれは分けられないと思います。ただ扱い方として、特に整備、補修に関して優先度からしたら当然優先順位を先に上げていいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

確かに、利活用の多い農村公園については、そのどれを基準にということもありますが、全体の中では全ての農村公園の利用状況を踏まえて、まず利用しているところと利用していないところという大きな区分に分けて、利用しているところについてのトイレは、町全体の事業の中で優先順位を考えながら検討していかないといけないことというふうには考えておりますし、利用のない、非常に少ない農村公園につきましては、廃止も含めて検討していかないといけないことだというふうに考えております。

以上です。

○議員（米山 知子君） じゃあ、次に町長にちょっとお答えいただきたいんですが、先ほど答弁の中で十文字農村公園は現状はわかっていると、ただ現状のままで一応使われるしというようなことをお答えになりました。使用可能であると。確かに使用可能です、トイレとしては。ですが、それこそ世の中の流れです。現代のトイレがどのようなものか、しかも基本的には、私は使う人が、自分たちの使うところは自分たちの手できれいにということができれば管理をどこがするということは考えなくていいと思うんですけれども、少なくとも40年前のトイレというものと今のトイレ事情を考えたときに、果たして使う人が自分たちの手できれいにしようかなと思うようなトイレであるかどうかです。それを含めた上で、使われているから今のままで我慢していただくしかないというふうにお思いでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） トイレに関しては、やはり気持ちよく使っていただきたいというのが我々の思いでもあります。担当課長が申したように、町全体の予算の中で各方面の検討の中で考えていきたいと思っております。

○議員（米山 知子君） もう1つ、今度はスポーツランド構想に一緒の中で考えていきたいんですが、スポーツランド構想ということを町長は掲げられて、非常にスポーツによるまちづくりということを提唱されております。私も自分もスポーツをやりますので非常にスポーツは推奨していくべきだと、それは何も競技スポーツではなくて、生涯スポーツとして、スポーツというとすぐに競技スポーツあるいはチームスポーツであるとか考えますが、スポーツというよりも運動として考えたときに、生涯運動としてこれは健康づくりの人間が健康に生きていくためには必要不可欠なものであるというふうな認識を私はしておりますので、

できるだけそういう運動の機会をふやすようなところを、運動の機会をふやすということが必要ではないかと。特に、農村においては、最初、農村公園ができたときは若い方たちがにぎやかにソフトボールとかをなさっていたと思いますが、今ではそういうこともチームも編成することはままならなくなってきました。ただ、皆さんがそこに集って、例えばウォーキングをすとか、あるいは集まってウォーキングをして一休みをしてしゃべるとか、そういうことがスポーツ運動、そして健康づくりに欠くことができないものだと思うんです。ですから、どうもスポーツランド構想という町総合運動公園あるいは高森運動公園、大久保、いろんなところできれいに整備されてきて、スポーツ合宿の誘致とかも行われておりますが、町民目線に立ったときに町民の中にいかに運動を根づけさせるかということを考えてきたときにやっぱり農村公園の役割というのが出てくるのではないかと思います。なかなか周辺部から例えば総合運動公園にウォーキングに行こうかということはずから考えられません。ところが、今の十文字農村公園の周辺では高齢者の方が時間時間に自分の決められた時間に周辺ウォーキングして、運動公園の中で一休みをしたり、あるいは運動公園の中でウォーキングをしたりというような光景を目にします。そういうのを根づかせるためには、やはり皆様使いやすいような農村公園にするべきであると。その一番最初の私は設備というのはトイレではないかと思うんです。もし、今のトイレがきれいに整備されて、今のトイレになった場合には、恐らく使う人が自分たちでちょっと汚れてるから掃いときましようか、水で流しときましようかということも簡単にできると思いますが、40年前のトイレではなかなかそれも難しいと、できれば使いたくないと、トイレに行きたくなくても我慢して家まで帰ろうかというような状況であれば、これは農村公園の利用に関しては、少し水を差すようなことになるのではないかと思うんです。というわけで、私は十文字農村公園のトイレのことを申し上げたんですが、使われるからというよりも、いかに周りの方々が使いやすく、そこにより集まって来られるかということを中心に考えたときにトイレの整備は不可欠なものであると思うんですが、もちろん予算も伴います。即答は求めませんが、そういう考えがあるということには共感していただけますか、それとも、いや、それは無理だと思われませんか。

○町長(日高 昭彦君) すばらしい応援のメッセージをいただきました。スポーツに関する考え方、健康という意味がいろんな意味で多方面にわたっていると思います。まず、スポーツをする、それは言われたように競技であるとか健康、もう1つは見るスポーツ、それは経済の健康だと思っております。イベントとしても捉えられていると思っておりますし、今もう1つ言われているのは、支えるスポーツ、例えば、この前、福岡国際マラソンがありましたけど、そういうことにボランティアとして参加する。そういうことで米山議員が言われました集うこと、安らぐこと、また町の活性化なりをつくり出すことは非常に大事な視点だと思っておりますので、大いに共感をさせていただきます。

○議員(米山 知子君) ありがとうございます。共感をするということは、それに向かってぜひ進んで行きたいと思うので、教育課のほうでも十分に検討されて、早い時期にぜ

ひそういうふうな方向になることを期待したいと思います。

最後に、1つこれは非常にいい事例で、私は御礼を申し上げたいと思うんですが、実は同じような、今の農村公園にあるトイレと同じようなトイレが、実は宗麟原供養塔のトイレでもありました。私が議員になったとき、8年前に宗麟原供養塔のトイレが本当に今の農村公園にあるトイレと同じでした。私は住民保存会員として、非常にいろんな霊祭をするときに本当に何とかならないかということで、ずっとそれ以前からもですけども、議員になってからもお願いしまして、そしてきれいなトイレに改修をしていただきました。もう6年前になろうかと思います。そうすると、今まで供養塔に縁のなかったような方たちがちょこちょこ寄られるんです。ということは、もうトイレの利用ということはわかっております。あれだけのきれいなトイレで、あれだけ人目も気にせず使えるというところはほかにありませんので、トイレだけではなく、お昼の弁当を食べて、そこでちょっと一休みをしてということもいらっしゃいます。ということは、一方では宗麟原供養塔の1つの存在場所がこの方にはわかっていただけてるのかなというふうには私は前向きに捉えてるんですが、やはりトイレがきれいなところというのは人が寄ってきます。目的は違うかもしれませんが、人は寄ってきます。寄って来るということはそこに人の会話が生まれ、人が集う場所になると思うんです。ですから、やはり農村公園というのもぜひそういう場所としての役目も十分にあると思いますので、一番最初の設備であるトイレというのを整備することというのは非常に意義のあることではないかと思いますので、共感もしていただけたし、予算の問題もあるということではありますが、何とかやりくりをして、ぜひ考えていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長(竹本 修君) 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員(川上 昇君) 通告書に従い、施設管理の効率化について伺いますのでよろしくお願いたします。

「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」の創造に向かい、平成24年度から今年度まで3か年にわたり第5次行政改革大綱を掲げられております。住民サービス及び行政価値の向上につなげていくため、それまでの取り組みに課題を見出し、危機管理財政の充実や地域コミュニティの強化など、11の項目の行政改革について取り組まれているものです。

その中の1つが施設管理の効率化で、町の各種施設について民営化や指定管理者制度の導入を推進し、各種施設の存続について検討しますとあるわけです。

また、行政改革大綱の行動計画では、項目として、公共施設の管理委託の見直しとなり、内容は具体的に町運動公園、東地区運動公園、文化ホール、図書館複合施設、農村センターなど公共施設の管理運営について指定管理者制度等の活用を検討するとなっております。言うまでもなく、一部完了はありますが、これまでどのような方針あるいは見解にまとめられ、検討されてきたのか、その進捗はいかがなものか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の御質問でございますが、御指摘、御案内がありましたとおり、第5次川南町行政改革大綱ということで、本年度まで3か年で取り組んでおります。

過去を振り返りますと、御承知のとおり老人ホーム、また今、現に進んでおります保育園、それからサンAの文化ホールという形で少しずつやらせていただいております。基本的にはサービスの低下を招かず、サービスはそのまま、よりよい方向に持っていく、ただし仕事の効率化は図るということでやらせていただいております。

進捗状況等、ひとくくりではなかなか答えづらいんですが、我々サイドとしては予定どおり順調に進んでいるところだと思っております。まだ、これからの課題もたくさん残っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ありがとうございます。まず、申し上げておきますが、私はいたずらに民営化あるいは指定管理者制度導入を強力に推進して、推し進めるというような立場でここで質問するわけではございませんことをまずお断り申し上げます。

それから、先ほど米山議員も農村公園について質問されておりましたけれども、一部重複する部分があるのかもしれないけれども、このまま続行して質問させていただくんですが、第5次川南町行政改革大綱、項目が数ある中で、11項目あるわけですけども、この施設管理の効率化を1つだけ取り上げてお聞きしたいというふうに思うところです。

先ほど、町長から答弁がありましたように順調に進んでいるというような内容でございましたけれども、24年度、25年度、そして本年度、3か年、年度的にはもう少しで3か年計画が終わるというようなところに来てるわけですけど、文化ホール、図書館、複合施設はもうこの間から指定管理者になったわけですが、町の運動公園、それから東地区運動公園、農村センター、高森近隣公園も入るかどうかわかりませんが、公共施設の管理運営ということで具体的な計画が立ってるものですから、質問するんですけど、具体的にこういった名称が出てきたということは、当然計画を策定する段階でそれなりの考えがあったんじゃないかというふうに思うんですけど、この段階、策定の段階ではどのようなお考えだったか、お尋ねします。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

策定段階におきましては、施設の効率化ということで考えられる施設について、まず検討していこうと、その中で結果できないものについては町が維持管理をしていく、できるものについては強力に推進していくという姿勢のもとで、この計画は策定したものです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 承知しました。

それでは、大まかな今から検討していこうということであれば着地点というんでしょうか、到着地点というんでしょうか、具体的な形が見えない中での計画ということになるろうかと思

うんですが、この部分につきましては、行政改革大綱の中での11項目の中での1つなんですけどもこれは、それ以外の十の項目もあるわけですが、それも似通った感じで計画されていたのかなと取れなくはないんですが、それにしたらちょっと随分粗雑な考えのもとでの計画かなという気もせんでもないんですが、それは置いときましょう。

いずれにしても、この計画を立てた以上は、しかも3か年ですから、単年度計画じゃありませんから3か年計画ですから、最低でも年1回、理想的なのは半年に1回ぐらい、わかりやすく言いましたら町の幹部が集まって第5次行政改革大綱のあの計画、行動計画っていうのもあるわけですから、行動計画になってるわけですから、あの計画はどうなってるんだ、どの程度の進捗かよと、必ずしも思うどおりに年度ごとに、何ていうんですか、進む段階を区別してるわけですから思うように進んでなければ、それは何でだと、そういった理由ですとか、方向といいますか方針転換とか、さまざまな事情が出てくると思うんですが、そういった確認、そういった協議はどのような形でされてきたんですか、それともされてないんですか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問ですが、項目がたくさんありますので、たくさんというのは失礼ですね、多項目あります、その一つ一つを当然チェックして進行状況、事業の進み具合、これからのことというのは全てチェックをさせていただいております。

○議員(川上 昇君) ですから、そのチェックは当たり前なんです。それをどのような方法でやってきたのか、それを伺ってます。

○町長(日高 昭彦君) どのような方法、ここにあの、ここには済いません、私が見ている資料です、それぞれありますので、それを全て一緒に答えるわけにはいきませんが、計画を当然するわけですから、今年度はどこまで行きましたか、これからどうしますか、民営化できるんですか、できないんですか、それは全てにおいてチェックをしております。

○議員(川上 昇君) 私の質問の仕方も問題があるのかもしれませんが、テーブルを1つにして、項目が全然それぞれ担当課とか当然違いますんで全員が一緒にということにはならないのかもしれませんが、1つの課と町長、副町長、関係者が集まって、例えば半年ごと、1年ごとに協議をしたことはあるんですか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 当然、各課長、3役含めて、こちらとしては経営者会議と呼んでおりますが、それを定期的に行っておりますので全員の目の前で検討しております。

○議員(川上 昇君) そのようなお答えをいただければ、安心するところであります。そういった場を設けずにただ3年間、ただだららということはないんですが、ただ漫然とこの計画を立てておくっているということであれば計画の意味がないということがあったもんですから、大変失礼ながらお尋ねをしたところです。

言い方によっては、計画なんていうのは当然、先ほども申し上げたように着地点、到着地点があるから、その最終目標に向かってやっていきましょうということが計画になるというふうに私は理解しておりますので、そのことが申し上げたかったところであります。いわゆ

る、野放しとかいうことであると何の進歩もありません。当然、計画を立てて、いわゆる絵に描いた餅じゃないんですけど、失礼な言い方ですが、そういったことになるようなことがあってはいけませんので、その辺をちょっと申し上げさせていただいたところです。

それから、施設もなんですが、町長もよく口にされる、民間にできることは民間にということで、これ国を挙げてこの基本原則をやっているということはもちろん言うまでもないんでしょうけども、ただ、この施設関係に関することだけでも民間にできることは民間に言ったものの、例えば、業者あたりがいっぱいいる、建設企業ですか金融企業とかさまざまな業者がいっぱいある都市部、都会部と比べてこの地方ではなかなかそういった業者さんなりもそう右左にあるわけじゃないですから、なかなか簡単にやるにしても、その民営化、それから指定管理者制度はなかなか簡単にいかないということも十分わかるわけですが、さらに先ほども町長申し上げられた自治体のサービスを落とすわけにはいかないというようなことでいくわけですが、この立地条件、まあ、立地条件というんでしょうか、先ほど申し上げたように、その都会部と地域の違いを含めた、そして、自治体サービスの質を落とさないというようなことを含めたところで、今後、さまざまな検討をしなければいけないんでしょうが、その部分について考えたときにいかが、今後、いかがそこ辺を解釈されるか、その部分、ちょっとお尋ねします。

いいですか。都会とは違くと、川南町は。少なくとも地方で、いわゆる田舎であるということで、国が言ってる、国も言ってる、民間でできることは民間にというようなことが同じように、全国どの地域でも同じように展開できるかどうかということをごどのようにお考えか、その部分についてお尋ねしたいなというふうに思います。

○町長(日高 昭彦君) その点に関しましては、今まさに川上議員がおっしゃるとおりで、今、地方創生ということで、国は進めようとしていますが、これが全国津々浦々一斉にできるとは思っておりませんので、当然、川南でできること、川南が進む方向、川南がやりたいこと、明確にプランをこちらから提案してこれから進めたいと考えております。

○議員(川上 昇君) そういう答弁しかできないのかなというふうに思うんですが、ちょっと話が変わるんですが、先ほどの民間委託といいますか、この施設関係の民間委託、公立化を含めた話なんですが、PFI事業というのを当然検討されたかなというふうに思うんですが、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ事業ということで、国のほうも何かそういった法律か何かもつくって推し進めてきてるというような、何ていうんですか、資料もあるんですけども、ただ、これは先ほどの話ともちょっと重なるんですが、資金の活用、経営能力あるいは技術的能力を凝集しなければいけないということで、この川南ではなかなかなじみにくいのかなというふうに思うんですが、都会部あたりでしたらいろんな業者さんがいっぱいいますから、かかわりのある業者もいっぱいあるでしょうから、それは意外とやりやすいんでしょうが、このPFI事業というのは検討されたことはあるんでしょうか。なかなかなじみの薄いこととは思いますが、お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) PFIということで、具体的に詳細について私がもしかしたら外れてるかもしれませんが、今までの事業というのは、基本的には補助事業、国・県から流れてきたお金と町が持ってるお金で事業をするというのが一般的でありましたけど、現在、日本の情勢が非常に厳しいというのと、また方向性が多方面にわたるといって、今進んでるのは、今言われたように、ファンドをつくる、要するに、出資する会社を募って、それで公益性が見出せれば、事業として一緒に取り組みましょうということ、実は今、現に、川南町のほうでも二、三、そういう動きは出ておりますし、これからそれを進めていこうと思っております。

一つはもう、どこまで言っているかわかりませんが、国のほうにもう絶対的な予算がございませんので、それを地方でしっかりつくり出そうと、民間的な知恵を出そうということだと理解しております。

○議員(川上 昇君) 今、町長がおっしゃった、まさにそのことだというふうに思うんですが、いわゆるその公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うというようなことのようにです。で、国や自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るといって、新しい考え方のもとで推し進めるといった事業のようであります。まあ、地域性があるでしょうから、一概にそれが簡単にいくかどうかというのはなかなか難しいんでしょうけども。

公共施設は、先ほどの米山議員の質問にもありましたが、必要性があって、最初、建設つくったというようにいきさが当然あるわけですね。で、その後、年数がたち、管理もなかなか回らなくなってくるわけですが、その辺も吟味しながら、公共施設といたって、それはもう教育の部分もあるでしょうし、町の事業の出先もあるしで、どれかというのはなかなか難しいんですけども、当然、その、町が直接手をつけて事業をやっている部分はともかくとして、それ以外の、早い話がこの公園関係ですとか運動公園だとか、そういったことになろうかと思うんですが、その辺を、何度も申し上げますが、その究極の住民サービスの質を落とすことなく維持管理していくというのはなかなか大変かと思えます。さまざま検討されながら、第5次の行政改革大綱、ほかにも今後いっぱいあるんですが、その辺の検討を十分お願いしたいなというふうに思うところです。

手が回る、手が回らないということも十分あるんでしょうけども、その辺もしっかり検討していただいて、それから情報は、先ほど私、しつこく聞きましたけども、かかわる人たちが集まったテーブルで、例えば計画の進捗をお互いに認識して、今後の取り組みを検討していくとか、やっぱりそういうことも大事にさせていただきながら、ぜひ持っておられる着地点に向かって進んでいきたいなというふうに思うことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(竹本 修君) 次に、内藤逸子君に発言を許します。内藤逸子君。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて、3点について質問します。

第1点は、新茶屋ため池の問題点についてです。

新茶屋ため池を見ていただくことがわかりやすいのですが、現在、土砂がたまって底が見えています。その土砂を取り除いてもらいたいのです。今一番作業がしやすい時期ではないでしょうか。これまでは、菅原地区の皆さんが年に2回底さらいをして管理をしていたそうです。現在は高齢化が進み、とてもできないとのこと。底が見えていますので、雨が降るとすぐ水がたまります。最近は、国道10号線の雨水も宮崎モータース前からため池に流して10号線沿いの家への浸水を防いでいます。また、唐中方面からの雨水もため池に集まります。産業道路の雨水も用水路の下を流れて入ってくるようになっていきます。つまり、四方八方から雨水がため池に流れて集まり、地域住民の心配事になっています。

6月の大雨、豪雨の際は、周りの道路は水があふれ、床下浸水や車が水につかりました。中学生は、国道を通過して通学するよう地域の方が誘導しました。貯水量を保つためには、このため池の底にたまった土砂を取り除く必要があります。ため池の底をさらえることで貯水力は保たれます。

以前も、ため池の排水について質問しましたが解決されていません。ため池周辺の皆さんの声でもあります安心・安全の環境づくりにもつながる改善策を示してください。

質問の第2点は、おたふくかぜの定期予防接種事業を川南町でも行い、国へ働きかけることを提案します。

予防接種には、定期接種と任意接種の2種類があります。定期接種は、国や自治体が受けるように努めなければならないと強く進めている予防接種です。決められた期間内なら公費で、つまり無料です。決められた期間を過ぎたり、県外の医療機関を利用したりすると自費になります。

現在、川南町では、平成26年4月より一部助成が開始されています。開始理由として、任意接種は努力義務はないもののワクチン効果は高く、危険な副作用はほとんどない重要なワクチンである。厚生労働省の予防接種部会でもおたふくかぜの定期接種の必要性を提言している。予防接種の補助があることで、保護者の金銭面の負担が減り、重症な合併症を防ぐことができる。ワクチンで防げる病気なら、予防接種を受けたいと、親なら誰しも思うでしょう。お金がなくて我慢させてしまう、親としてつらいことです。

川南町の子供の出生数を見てみると、平成21年147人、22年154人、23年143人、24年144人、25年132人で、このままでは減っていく一方です。町内のおたふくかぜの発生状況はどのようになっていますか。子供たちは川南町にとって大事な財産、大切な子供たちの命を守るためにも、おたふくかぜワクチン接種の定期実施を国に働きかけるよう提案いたします。

第3点は、宮崎バイオマスリサイクル社、MBR関連の悪臭対策と町の指導責任についてです。

さきの6月議会で、MBR関連の悪臭の発生原因と町の除去対策についてお聞きしました。県内商社系ブロイラー、鶏糞13万トン余の燃焼による発電事業に関連する悪臭が操業以来10

年近くなっても解決されていません。本町も悪臭の原因がMBR関連施設と特定しているのに指導が貫徹されません。ところが、悪臭の原因となっている発酵施設への鶏糞の堆積を中止するどころか、隣接地に立地計画の森林発電所に連動して解決したいと言います。MBRと地域団体との協定を無視し、森林発電所の環境保全協定書案に規定し、町もその推進をしようとしています。

お聞きしたいのは、第1に、MBR立地の原点は鶏糞の適正処理です。昭和年代からこの地での中間処理や最終処分に係る苦情や苦悩、平成初期の単価処理や発酵施設も地域住民の期待に沿えず、今日の発電事業に進んだのです。

そこに進んでも、なお、悪臭に悩まされるのか、町の幹部職員との協議の中で、協定が無残に破られるのを地域の代表は嘆いています。住民の苦悩をどう把握されますか。

第2に、悪臭の原因とそれをただす協定書が守られ、実行されません。悪臭の原因は、MBR関連企業の発酵施設であることは町当局も認めていることです。協定事項が守られれば、この施設から悪臭が発生することはないのです。MBRに協定厳守を求めますか、それとも森林発電所に要望するのですか。

第3に、森林発電所に悪臭を送り、燃焼するとの見地についてです。さきの議会でも最後のチャンスなどと述べています。これは、発酵施設に係る地域住民との協定を破り、悪臭を発散する物件を永久にこの施設で活用するということではありませんか。

第4に、発酵施設がMBRの関連施設ではなくなり、発電原料とは異質の鶏糞その他農畜産物、汚泥処理など、森林発電所と連携した新たな企業活動ではありませんか。MBRの指導監督、改善調査を行うとした関連施設でなくなるのか、以上質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。3つほどいただきました。

まず、新茶屋ため池の問題でございますが、現在、町内に農業用のため池が12か所ございます。基本的にため池でありますから、あらゆる方向から水がたまるような構造になっております。その貯水量の確保または堆積物の除去というのは、当然、それぞれの水利組合によって行っていただいております。その方々たちの計画、意思決定によって行われているということでございます。

ただし、余りにもやっぱりその作業に膨大なお金がかかるという場合においては、当然、国の補助事業等もございますので、そういうことで相談には一応のらせていただいております。

現状といたしまして、6月の3日4日の豪雨のときに新茶屋のため池があふれたということでございます。現に、現場のほうも確認させていただいておりますし、今の状況も私も確認させていただいておりますが、6月の豪雨のときに限定するのであれば、町内ですね、本当にあちこちでたくさんの道路を含め、いろんなところで冠水をいたしました。当然、新茶屋ため池に関しましても、余分な水はオーバーフローするように、余水吐きという構造ですけ

ど、そういうことでやっております。

あのときの雨は、一時的ではありましたが、全てを除去するというのは、これはなかなか厳しい問題でございますので、今後も、そういう災害が出たときには、まず避難をしていただく、川でもそうですけど、川に近づかない、まず安全な場所に避難していただくということがまず大事だと思っております。そして、日常に関しては、当然その日常の維持管理が重要でございますし、大きな工事を要するものについては、その都度、やはりいろんな形で検討をさせていただきたいと思っております。

次に、おたふくかぜについてでございますが、議員が言われるとおり、これは任意の予防接種でございます。現に、川南町はことしから2分の1の助成をさせていただいております。これを予防接種法に基づく定期の予防接種に認めてほしいということでございますが、国が認めることでございますので、当然我々としても要望をいたしますが、単独で町が決められるものではございません。現在の状況、副作用とか、いろんなことを考慮して、近い将来、多分、定期の予防接種になるんじゃないかなど、私のほうは、町としては予想をしております。

今後とも、子供たちにとっての、健康であるという、言われたとおり、非常に大事な視点でありますので、町の中で、いろんな角度で子供たち、健康ということについては、今後も取り組んでいきたいと思っております。

最後に、MBR関連の御質問でございます。

何度もこの場で答弁をさせていただいております。現に、においが出て、いろんな形で、見解の相違であったり、住民からの苦情であったりというのが、今も続いているのは現状でございます。その都度、行政としての指導、協議はさせていただいております。今回の森林発電所の建設に伴いまして、まず第一は、今の現状をよくしたい、どうするのか、どこまでできるのかということをもっと前提として進めさせていただいております。これからは経済、地域の経済発展と同時に、環境問題というのも大事なことでありますので、これからは関係機関、しっかりと連携しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 1問目の新茶屋ため池付近に住んでいる皆さんの心配している点について伺います。

新茶屋ため池は、下流域の水田用水の源として大きな役割を持っています。町道新茶屋新橋線347を横断する水門で調整され、菰傘田川に流水されます。水門から河川に通ずる部分では、川岸が激しく浸食し、付近の住宅地の崩壊が起きないか心配されます。過去にも幾度か関係者からの要望が出ましたが、水利権者の水門管理問題として対策は講じられていません。いかがでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうでも答弁されましたが、農業用ため池につきましては、水利管理者の管

理のもとに日々計画された貯水量を管理されております。水門の調整または操作につきましても、作物等の状況を見ながら調整されてると思います。あと、大雨等につきましても、余水吐きというものがありますので、そちらはもう開放されている状態でありますので、そちらのほうでため池に降った水については、余水として河川のほうに放流されております。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 町道新茶屋新橋線についても、ため池の堤防の役目も兼ねています。ため池をつくった時代は古く、松の大木を一番下に埋めているそうですが、松の大木が腐って空洞になっているため、水が漏れているそうです。最近も土のうをたくさん入れたそうですが、応急措置で水は抜けているそうです。大雨で決壊の心配もあります。また、水の調整役でもあります排水出口も長期間にわたる豪雨等による浸食が主な原因であり、公共河川災害に当たるのではないかと思います。

また、付近の宅地崩壊の懸念もあり、現地調査と適切な対策を求めてきました。しかし、私有地であること、町内ではもっと被害が大きいところがあるとのことで、改善されないままに今に至っています。どう捉えているのかお尋ねします。

○農地課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました取水口付近の、恐らく水漏れの件だと思います。現に、新茶屋ため池の水利組合の方が御相談に来られまして、現地調査も町のほうも一緒に立ち会いをしております。

基本的な改修につきましては、先ほども御説明させていただきましたように、国庫補助事業等を活用しながらの事業改修になろうと思われれます。事業費も多大になると思いますので、全て町のほうで判断して施工というふうには現在のところは考えられませんが、日々の維持管理のあり方についての助言また指導等については、常に御相談させていただくようにしておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 町水門から河川が横断する道路沿いの宅地の住宅は、住宅建設が始まった昭和52年ごろからの決壊を繰り返し、決壊部分は大きく広がり、このままだと宅地崩壊は避けられないと話しています。

新茶屋ため池は、唐瀬原大地の湧水や雨水を集め、菅原方面の水田水利の源であると同時に、豪雨時には下流への洪水調整機能も果たしているのではないかと思います。また、最近、新茶屋ため池北側の住宅地の浸水の危険性や希少植物の保護問題もあり、ため池の水量調整や水門管理の行政対応も迫られると思います。農業水利の支援だけでなく、近辺住民の安全、ため池の果たす公共的役割を御理解いただき、今、地域住民の方とも話し合っ解決していきと言われてはいますが、ため池の周りの人たちはそういう動きっていうのが見えないので、不安がっているんです。どのような対策をとるのかっていうのが町民に見える動きっていうんですか。そのようなことをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○農地課長(新倉 好雄君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えさせていただいたんですけども、基本的なため池の維持管理につきましては、町内、ほかの11か所も含めまして、農業水利関係者の方の維持管理になっておりますが、特に新茶屋ため池につきましては住宅も近隣にあるということで、水利組合の方も点検等も非常に密にされているようでございます。

その中で、自分たちでできないことであるとか、事業費が多大にかかる場所、また技術的に判断がつかないところに関しましては、常に御相談を受けながら、町としてもできる範囲内のことは一緒に考えていきたいと思っております。

また、あと近隣住民の方についても、そういったことを継続して行っていくということで御理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時06分休憩

.....
午前11時16分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) おたふく風邪ワクチンの定期接種を国に働きかけるよう提案いたします。

ことしの4月から一部支援を行っていますが、現在の利用状況はどうなっていますか。伺います。

○町民健康課長(三角 博志君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、ことしの4月から、ワクチンの予防接種を2分の1程度の助成を行うということで始めておりますが、これまで平成26年度は10月までに57名が予防接種を受けたことを確認しております。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) おたふく風邪ワクチンの予防接種を受けて安心する、これは広く町民にお知らせする課題です。全国の市町村で支援が広がっています。啓発はどのように考えていますか。伺います。

○町民健康課長(三角 博志君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

啓発につきましては、対象の皆さん方の世帯に対しましては、個別に文書を発送して啓発していく。また、保健活動で乳幼児の面接とか、そうしたものを行っておりますが、その際にも御案内をしていくというようなことをしております。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) おたふく風邪は、大抵の人は子供のときにかかっているため、大

人になってなることはほとんどありません。しかし、子供のときにおたふく風邪にかからない場合もあります。その場合、予防接種を受けることが最も安全なおたふく風邪の予防策です。子供のときの予防接種で、おたふく風邪に生涯なる可能性はほぼなくなります。ごくまれになった場合も、軽くて済むそうです。成人の男性が感染すると、精巣炎を併発することでも知られています。子供のおたふく風邪は、一般に4、5歳が一番かかりやすい時期ですが、保育園や幼稚園で流行すると、あっという間に広がります。おたふく風邪を治療するには、1週間から10日ほど外出禁止の完全休養です。保育園や学校は絶対休み、会社も出社できません。悪化すると合併症などが怖いのと、人にうつることがあるためです。まだ54名ぐらいいしか受けていませんので、国への働きかけとともに、啓発をよろしく願って、次に移ります。

第3点、MBR関連の悪臭根絶と町の指導責任についてです。

昭和年代から、この地での鶏ふん処理事業が行われ、平成5年には炭化施設や発酵施設の補助事業の導入がされます。ホワイトファーム系の鶏ふん2万5000トンが宮崎環境保全組合の炭化や発酵処理に、児湯食鳥や丸紅系の3万7000トン余が山下商事の施設持ち込みで処理、最終処分事業がされましたが、悪臭の苦情や処理の適正化をめぐる対応などを経て、今日のMBR導入となったのです。悪臭の悩みから解放されればと地域住民は同意しました。地域住民は、しかし今度も協定を守らず変えようとするが、公正証書が必要ではと主張されます。町長、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 悪臭問題というのは、本当に日本が高度成長期に公害問題も含めて、いろんなところで取り沙汰されてまいりまして、さまざまな対応策を訴えたところがございます。本町においてもいろいろあったと聞いておりますが、一番大事なことは、やはり過去の反省を踏まえてこれからどうするのか。やはり現状のままいくんじゃなくて、少しでもよい方向ということで、これからも検討していきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 悪臭原因が協定書の不履行であり、町の担当部局も認めてきました。では、協定書の規定どおりMBRに実施を求めてきたのか、町長は意見の相違で解決しないと繰り返し答弁されます。いま一度確認したい。町も立会人となっているMBRを、地域住民との確約書には悪臭の原因である発酵施設の利用についてどう書いてあるのか、いま一度はつきり示してください。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) この件に関して、本当に何度も答弁をさせていただいておりますが、やはり今、問題なことを前に進むということだと思っておりますし、行政として反省すべき点は過去にたくさんあったと思っております。それを踏まえて、今、現状をこれから進むようにしております。

○議員(内藤 逸子君) 確約書の規定ではどうなっているかをお尋ねしているんですが。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

平成15年12月15日に、地元地域の環境保全に関する確約書におきましては、登り口地区の

既存施設を利用した鶏ふんの水分調整については、一切実施いたしませんということで確約されております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 確約書では、第1に、既存施設の使用、鶏ふんの水分調整は一切行わない、第2に、定期検査等、特別な事情による一時的な仮保管であり、その間の悪臭対策を厳重に行う、第3に、一時的な仮保管が必要になった場合、川南町と地元代表に事前連絡し、定期検査時に準じた厳重な臭気対策を行うと明確に提起しています。川南町にも連絡するとしているのです。悪臭が絶えないのは、企業の規定破りか川南町の指導怠慢になりませんか。いかがですか。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

以前の答弁にもありますけれども、既存施設に対する見解の相違ということから、処理が継続されて解決には至っていないような、今、状況でございます。町といたしましては、宮崎環境保全農業協同組合の発酵施設も既存施設であるとの見解のもと、今後ともMBRに確約書の指導監督を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 川南町は、既に、山下商事が立地・操業を目指す森林発電所に悪臭対策を委ねようとしています。地域住民との立地協定の起案などしています。その中に、MBR関連の発酵施設の悪臭対策の規定を入れ、協議を求めています。これは、MBRと地域住民との協定書の実行ではなく、その規定から離れて、独自の鶏ふん処理事業の開始ではありませんか。いかがですか。

○環境水道課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

地元からも、臭気対策を第一に求められております。森林発電所に絡めて臭気対策を図りながら、協定書についてはまた引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 発酵施設には、定期検査や不測の事態に限り、しかも厳重な対策をMBRとして責任を持って履行するとしているのです。町長、今度はその約束は要りませんというのです。違いますか。明確にしてください。発酵施設がMBR行きのごく一時的な鶏ふん貯留から、常時滞留し、他の使用目的に変わるのではないですか。MBR関連施設としての規定を破り、悪臭対策を他の事業に変えてよいのか、責任ある答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) さまざまな御指摘をいただいておりますが、我々が一番まず優先しなければいけないこと、それは現状をどうするか。一番まずいのは、現状をそのまま維持すること、何の手も打たないことだと思っておりますので、要するに今よりもよくなるということをいろんな方法で探して、今後もやっていきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 悪臭対策を他の事業に求めるなら、確約書で例外的に認めている定期検査など、ごく一時的な鶏ふんの保管場所としての規定も空文化されます。MBRの関

連施設として、発酵施設の使用規定も悪臭防止の指導監督、改善責任もたすことはできません。悪臭対策の重大な変更であり、現行制度を生かす町の確固たる指導を求めて質問を終わります。

○議長(竹本 修君) 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、最初に平田川の防災対策及び漁業資源管理について伺います。

災害に絶対的に強いと自負してきた本町の中央を東西に縦断している平田川が、ことし6月の豪雨で氾濫、決壊等し、今までに経験したことのない災害が発生しています。河川の管理整備、環境保全、漁業資源保護等に漁業権を行使してきた淡水漁業協同組合が、組合員の減少に伴い漁業権を失った現状を鑑みると、今後、平田川の荒廃が進み、再度の災害の発生も危惧されます。防災及び漁業資源管理上、漁業権の再取得や橋梁付近の流木・土砂等撤去に係る軽微な財政拠出も必要と思われませんが、町長の所見を伺いたい。

次に、川南町地域防災計画について3点伺います。

1点目、ことし6月に発生した集中豪雨災害が契機、また国の政策に基づき、現在、川南町地域防災計画書の見直しが行われているが、その進捗状況を伺いたい。

2点目、川南町消防団再編計画案を見ると、自治公民館制度にこだわる余り、地域の連携、効率的利便性、人口密集度等、社会的条件を無視し、団員減少を理由に統廃合し、分団数を削減するものとなっています。このまま団員減少を傍観すれば、再度の統廃合、分団数減が予測され、災害救助等、防災活動に支障を来すことも危惧されるが、団員減少対策を講じるべきではないのか、町長の見解を伺います。

3点目、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害被害を予防、軽減するための活動を行う組織であります。災害対策基本法において、生活環境を共有する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織、法第5条第2項として、市町村がその充実に努めなければならない旨、規定されているが、広域校区の自治公民館制度により、生活環境を共有する隣保協同の自主防災組織の破綻が危惧される地区もあります。これについて問題はないのか。あるとすれば、その対応策を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

まず、平田川についてでございますが、御承知のとおり、6月3日、4日の豪雨で氾濫して、非常に大きな被害が出たところでございます。

一つは、漁業組合のことに關してでございましたが、当然、水産資源、水質浄化機能、景観を含めた自然環境保護、保全というところから、その組合の意義は非常に大きなものがあると思っております。御指摘のとおり、組合員の減少、いろいろなさまざまな影響、条件がありまして、一旦漁業権を失うということになってしまう、放棄するという形になってしまいましたが、また改めて要望が起こってまいりましたので、10月22日に特別委員会という形で意見を聞かせていただきまして、これから県そして組合員と再度協議をして、可能な範囲で

また要望をしていこうと考えておるところでございます。

その大雨のときの流木等、まだ2か所ほど残っております。一つが、井手の上橋のところでございますが、これは今月中の工事を、これは県の河川工事で発注いたしますので、そのときに合わせて撤去ということで聞いております。もう一つが、松原橋のところはまだかなり残っておりますが、管轄が高鍋土木事務所になりますので、今までも要望させていただきました。昨日も所長のところに行って町の現状をいろいろ訴えてまいりまして、何とか年内のほうには頑張ることができるんじゃないかなという回答をいただいたところでございます。

あと、2つ目が、地域防災計画についてでございますが、先ほど冒頭のところでも重なるかもしれませんが、現在、地域防災計画を見直し中でございます。来年の3月20日までには作業を終了しようと思っておりますが、その前に当然いろんな方々の協議または町職員の作業部会なども開催しておりますし、2月には議員の皆様、またいろんな形で相談をさせていただき、防災会議、それを踏まえた上での完了という形をとるつもりでございます。

消防団に関してでございますが、全国的に非常に消防団の減少が叫ばれております。現に県内もそういうことであります。本町もそういう傾向はありますが、県内で平均年齢が一番若いのは川南町であります。それにあぐらをかかずに、いろんな地域と協力を得たり、また新しく女性消防団員、現在、通浜のほうはいらっしゃるんですが、今後、婦人防火クラブということで位置づけをさせていただきたいと思っております。それと別に女性消防団員の募集、それから地域として協力していただける企業も募りながら今後に備えていきたいと思っております。

消防団員がこれから本当に災害の核となるということは、もう間違いのないことでございます。それに合わせて今、自治公民館制度をスタートさせましたので、この前の長野の地震の例でもありました、地域と消防団、一体となるというのが一番いい形だと思っております。今までは分館という形、24区という形をとらせていただきまして、そこに消防の数が14ということで、地域によってはいろんな地区にまたがる消防団という形になっておりました。今回、小学校ごとになりますので、消防団の形は再編という形になります。団員にとっては、50年近く続いた歴史の中で非常に寂しいところもあるのは聞いておりますが、川南町消防団としては1つでありますので、そこは地域防災のため、また、これから地域の活動のためにということで、公民館長をはじめ、いろんな方々と協力しながら、より一層すばらしい消防団になるように、地域防災のためになるようにと、これからも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時38分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 自主防災組織の答弁がなかったような感じがずっとやけん。

〔「どんなことやったですかね」と発言する者あり〕

○町長（日高 昭彦君） 失礼いたしました。自主防災組織についての御質問でございます。

今年度から始めました自治公民館制度に伴いまして、議員が言われる地域の結びつき、隣保制度が崩壊してるんじゃないかという御指摘だったと思いますが、新たな仕組みを導入いたす場合に、確かにデメリット、メリットはあるかと思いますが、将来的に川南町のあるべき姿、地域の自立、理想を求めていく姿を想定して、今回の公民館制度の改革に至っておりますので、スタートして9カ月過ぎておりますが、これからまだまだいろんな課題は出てくるかとは思いますが、よりよい方向に行くように皆さんの御指導いただければと思っております。

○議員（児玉 助壽君） この流木の撤去については今年度中、撤去をするというようなことでありましたが、災害後半年間、橋梁付近に流木等が放置されたままになっていたんですが、その障害物が新たな障害物を堆積させ、100ミリの雨量でも氾濫しない河川が、80ミリの雨量で氾濫することもあり得るわけですから、幸いのことにそういうことはなかったのですが、2級河川の平田川は県の管理の範囲であります。被害をこうむるのは町民であり、小さなほころびを放置し、災害が発生し、後悔した事例はあまたにあるのですが、流木の撤去等の軽微な工事費については、町の予算をもって早急に整備すべきではないかという質問もしたわけですが、そののとこの答弁もなかったようでありまして、そこら辺はどう考えておりますか。

○町長（日高 昭彦君） 今回に関しまして、今、議員が御指摘があったように、被害を受けるのは町民であると。そして小さなほころびからいろんな、また別な障害なり災害が起こるといことは、本当に御指摘のとおりだと思っておりますので、平田川に関しましては県の管轄ではありますが、やはり緊急を要する場合、もしくは軽微に撤去できる場合ということについては、やはり今後、柔軟に対応する必要があるかと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 町民の生命、財産を県に依存する町政運営であつたら、町の主体性を問われるのでありますが、町住民の生命、財産は町が守るという主体的な気概をもって取り組んでもらいたい。

次に、この淡水漁業組合が漁業権を持っていないという件についてですが、漁業権を持っていたら、今、例え管理者と言えども組合の人と協議を行い、同意を得ない限りは、勝手に河川をどうこうできないのですが、これは漁業権を行使した補償問題が発生するからであります。環境汚染原因者に対してでもこれは漁業権を行使できます。それだけこの漁業権は効力を持っているわけですが、平田川淡水漁業組合が漁業権を行使していなければ、現在、放置されたままになっている橋梁付近の障害物の撤去については、操業の障害を理由に漁業権を行使し、撤去を要請すれば、撤去費用は軽微であり、早急に処理できたのではと私は思

っています。

管理者である県がその漁業権の再取得をしぼっているのは、その漁業権の問題があるからではと思っているのですが、組合員の減少を理由にした平田川漁業の解散回答に対し、町は解散やむなしの回答を出して、平成24年度に漁業権を放棄し、その後、平田川の荒廃に危機感を持ち、平成25年度に平田川の漁業権を再度取得するための検討を県へ申し立てを行う組織を設置し、平成24年度33名の正規組合員数が25年度に78名、平成26年度10月17日現在52名と増加していることを鑑みると、対応は遅きに失したと思われるのでありますが、これ、済んだことを追及してもせんないことでありますので、今後の未来志向の建設的な漁業権再取得のための実績づくり、当然、実績を県にアピールしていかなければならないのですが、それらの対策を伺いたい。

○産業推進課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

町といたしまして児玉議員のおっしゃるとおり、淡水漁業協同組合の存続というのは非常に重要な事柄としまして、町としましても働きかけをしてきたわけですが、現在のところ、議員のおっしゃるとおりの状況でございます。

この状況をやはり打破するためには、漁業権の再取得を目指して、平田川淡水漁業協同組合と町とで共同で県のほうに申し入れをしていくということが一番不可欠かなと考えております。

その中で、平田川淡水漁協の中で特別委員会が組織されまして、その委員の選定が8月に行われ、私と町長もその委員として活動するという事になっておるところでございます。第1回の会議が10月22日に行われまして、それを受けまして町としましても県のほうに出向きまして、11月20日の日に申し入れをしているところでございます。

状況としましては、県のほうでまず意見交換会を開催するというところまではこぎつけておりまして、その意見交換会の日取りの日程調整を行うという段階になっておるところでございます。

合わせて、平田川淡水漁業協同組合が嘆願書を出すと。それに対して町も意見書を付して県のほうに提出をするという運びにしておるところでございます。現在できることは最大限やっていくと。

そして実績づくりという点では、今まで義務的に行われておりました義務放流という部分を任意放流でございますが続けていくと。それに対して町としましても、幾分かの支援をしていくという体制で臨んでいるところでございます。現に平成26年度も漁業権は失いましたけれども、実績づくりのための放流を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 漁業権がなくなったにしても、この放流を行うことで結構、この漁業権には勝らないと思うけど放流実績があると、それなりの補償とか整備の要請はできるものと思っております。そういうことでもありますので、そういう実績を積んでいってもらい

たい。

この井手の上の橋のところからですけど、あそこ、コイが体長七、八十センチのコイが十数匹群れを成して悠然と泳ぐさまを見ると、平田川の自然環境を守り後世に残したいという、災害以前になかった感情になるから不思議でありますね、これ。個人差があると思いますが。

こうしたこの町民が一人一人、何らかの形で平田川に関心を持つことや、漁業権の再取得が平田川の防災につながるのではと思っております。そのための施策、今、担当課長がおっしゃられたとおりであります。組合員の減少による監視力の弱体化、それに伴う河川の荒廃や災害に強いという町の過信、それらが重なって今回の災害も発生したのではないかと、自分はそう思っています。

災害後は関心を持ち、気づいた点を逐一担当課にしているところでありますので、今後とも監視を続けていきたいと思っています。

町としての監視のあり方、どういうふうを取っているのか伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 平田川に関してということでございますが、一般的に川については、一番まずいのは無関心だと思っております。先日見たテレビで、東京の多摩川でアユが遡上し始めた。30年、40年前は本当に、においがするような川であったけど、やっぱり住民が触れ合うようになる、そうするといろいろなことで関心を持つ、そして浄化していくということになっていると思います。

今の議員の言われたとおり、まずは川に親しむ人たちが、今、漁業権の話はなりわい、経済としての漁業権でありましたけど、現在は何とか川をきれいになりたいという方々の集まりで50名、70名にふえてきたと聞いております。今後もやっぱり自然環境というのを大切に、我が町の資産としてさまざまなかかわりを市民活動の1つとして取り組んでいきたいと思っております。

○議員(児玉 助壽君) 私も浜の漁師でありますけれども、平田川を守りたい一心で、千円出して準組合員になっておるわけですが、そういう人はたくさんおると思うわけですが、やっぱそういう人を1人でも多く募って準組合員等を登録すれば、それなりに組合員数としてカウントされるのでありますので、組合としての実績もできるのではないかと考えておりますので、そこら辺のところ、何らかの対策を講じてほしいと思っています。

次に、川南町地域防災計画に関連してですが、これ、昭和36年11月に制定された災害対策基本法の規定に基づき、川南町防災会議条例が昭和39年6月に制定され、その後3度改正されて、法の規制に基づき、町は毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは防災業務計画また包括とする都道府県の地域防災計画に抵触しない範囲で修正しなければならないのですが、この計画書の見直しの第1回作業部が10月に開催されておりますが、計画では平成26年度中に作成予定であります、1回しか開催されとらんわけですが、残る月日はあと4カ月、3カ月もねえと思うと、当然、当初予算を含め事業計画、そういうものを作成をしていく中で、これを見直すちゅうようになると、大変な作業ではないかと考えており

ますが。

この欄を見ると、マニュアル化をされただけのようでありますので、この法の縛りのある部分は修正できない部分があります。そうでない部分とこれは選別して2つに分割したり、本町に必要なもの、また重複する部分を割愛、削除するなど、計画書のスリム化を図り、簡潔に町独自の地域防災計画を作成するべきではと思っておるのですが、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今回の見直しについては、当然国、県の動きと整合性を合わせておりますが、大事なことは住民にとってわかりやすいというのが一番だと思っておりますので、今、御指摘があるように重複するものまたは必要なもの、逆に川南町にとってもっと大事なこと、そういうわかりやすさ、具体性を含んだ計画になるべきだと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 次、消防団関係であります。消防団員の団員減少の原因として、人口減少、少子高齢化問題もありますけど、これは消防団に強制入団させられない個人の自由を尊重する近年の社会情勢等が挙げられるわけですが、とりわけこの少子高齢化に伴う団員の供給減でありますので、若年層の減少は深刻であります。団員の確保が今後の課題であるのですが、団員の退団年数の引き上げや、企業消防団の創設、または町長が先ほど申されました女性消防団の採用などが考えられるわけですが、ここへん、女性消防団は別として、団員の退団年数の年齢の引き上げやら、企業消防団の創設等について、町長はどのような考えを持っておられますか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 消防団の確保でございますが、先ほども答弁したかと思いますが、幸いなことに、本町においては平均年齢が31歳、全国で40歳、宮崎県が37歳ぐらいだと認識しております。しかしながら、川南町においても、なかなか確保が厳しいという現実は、徐々に現れてきております。

そういう面で、御指摘のあった女性消防団員を確保する。または、企業にもお願いする。全体として、消防団を認識する、理解する体制、整備をしていくということが重要になってくると思っております。

これから、いろんな形で、消防団、防災という意味と地域活動という意味で、大きな利点を支えてもらっている事実がございますので、今後とも、大事な問題だと捉えております。

○議員（児玉 助壽君） 国では、男女共同参画社会形成を促進し、女性の活躍の推進を公正化、使用したり、さらにはですね、国の安全保障を担う自衛隊においても、女性を採用し、国策として、女性を活用し、活躍の場を与えています。

その社会情勢の中で、女性消防団の採用や、通山地区の婦人消防団を防災クラブにするというような答弁がありました。通浜地区では、漁業が主産業の地区であり、操業中は、男手や、若者すなわち消防団不在の時間帯があり、それを補完するために、婦人消防団が結成されましたのですが、以前は日帰り操業が主体であり、操業中以外は在宅していたのですが、近年は近海マグロ漁が主体となり半年以上の間はこの消防団の担い手であり、若者が家庭

を留守にするという典型的な女性社会の地区になっております。防災リーダーを担う婦人消防団の需要度は高いと思うのですが、このような実情の中で防災クラブにするという町の方針の理由は何なのかを伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 男女共同参画という視点からも、今、御指摘をいただきました。女性消防団員の意義ということに関しては、一つは、今議員が言われた社会的な情勢、時に浜においては男子が漁に出ていると、もう一つは東北の震災でよく言われておりますけど、避難所においてやはり女性の支援の方が必要であるという点から、今見直しがかけております。通浜を今まで女性消防団という位置づけでさせていただいておりましたけど、やはり全町的な女性団員の確保が必要でないかということ、もう1点については、実情として浜の消防団員も以前からできているのですが、一つには高齢化されたということで、防火クラブということで女性消防団員ということだけに関して言えば、もう少し町内全域での掘り起こしが必要かと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この理由は何かという質問じゃったけど、理由がないのに防火クラブにするちゅうことは今いち合点がいかんと思いますが、何らかの理由があるからだと思っておるんですが、理由はないのですか。

○町長(日高 昭彦君) 今までの今年度いっぱいには消防団員という扱いになるのですが、通浜については実質消防団活動ではなく、いろんな支援という形でしたので、その方々たちにとっては防火クラブということにさせていただこうと思っております。

○議員(児玉 助壽君) この住民の需要ですね、その需要に応え、供給を施すのが行政の使命と私は思うわけですが、その使命も果たせるかなと思うとこの防火クラブがです。この今までの婦人消防団の取り扱い方を見ますと、今回の議会で男女共同参画社会形成促進条例を議案として提案しているわけですが、この今までの婦人消防団の町の扱いは、単なる都合のいいお茶くみ、給仕として扱っています。

この現在のこのグローバルな社会情勢の中で、未だにこの男尊女卑の超封建的な旧態依然の体質になっています。今度、女性消防団を採用しても、この女性消防団が平等な立場で活躍できるかですね。これは疑問を持つのですが、条例を制定し男女共同参画社会形成を促進し、女性の活躍を推進するならばこの旧態依然の体質を改めて、他市町村が参考にするような具体案を持って女性消防団を育成すべきと思うのですが、口だけで女性消防団云々を申しおられますが、その具体的な案を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 現在、消防団に関しましては、再編を進めております。これは自治公民館制度に伴うより実態に即した形ということで取り組みをさせていただいております。現に消防団長、ほか幹部の皆さんとこれからの体制を今煮詰めているところでありますので、当然、その中にも女性消防団員の場所は出てくるかと思っております。

○議員(児玉 助壽君) 自治公民館制度を強調しておられますが、この地区によって災害

の種別、地域の自然的社会的条件、住民の意識等地区によってさまざまであります。例として、通山校区自治公民館を挙げますが、地形と自然的条件に恵まれ自然災害に絶対的に強い番野地地区や通山地区もあれば、地形的に低地狭小で前方海に後方崖に囲まれた上に海上災害を抱える漁業産業としておるこの状況的に災害の種類も多く、災害発生率の高い災害脆弱な通浜地区もあります。地区の実情に応じた防災計画、自主防災組織が必要だと思っておりますが、それにもかかわらず町は今回自治公民館制度にこだわる余り、通浜地区の自主防災組織に干渉し防災活動中枢を担ってきた青年部、婦人部、親子会、保護者の会、長寿会等、災害現場の実動部隊のリーダーを組織から切り捨て、末端行政組織の連絡員の振興班長などの非常勤の公務員のみをリーダーにし公主組織に変革させていますが、災害本番で以前以上の防災活動ができるのかを伺います。

○町長（日高 昭彦君） まず、いろんな社会的条件、それは就労という意味でそれと地理的条件、今、御指摘があったとおりでありますが、やはり大事なことはその地域に合った実態に即した防災体制をとるということが大事でありますので、当然議員が指摘されたことも含めて大事でありますので、今後も進めていくべきだと感じております。

○議員（児玉 助壽君） 今も申したとおり、災害の種別や多様な条件が地区によって、さまざまなのであることからして、広域校区の自治公民館制度では活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難であります。したがって、町当局においては各地区の実情に応じた地区防災計画を創設、それに基づく組織の結成を進めることが必要ではないか、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 何度も繰り返しになりますが、広域化することで画一化するということではないというのは、今、議員が指摘されたとおりであります。やはり、地域の実情に即した形、大きく捉えられる場所はそうしますし、やはり通浜とかいう、やっぱり特殊な事情があるところに関しては、それなりの配慮が必要だと思っております。

○議員（児玉 助壽君） この従前の通浜地区の自主防災組織では隣保協同の精神のもと長寿会は海浜公園等の清掃奉仕、保護者の会は通学路の交通安全の立番、親子会は児童館の毎月1度行われる津波避難訓練の引率、また海難事故が発生すれば、遭難救助や捜索に青年部が出動し、その後方支援の炊き出し等に婦人部が当たるなど、それぞれ役割を担ってきました。こうした日々の生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う共助が被害軽減のために最も重要な行動となるのではないのか、平成16年の新潟県中越地震における旧山古志村では、災害当日に住民全ての安否が確認できたことはこうした共助の最たる例と言えます。自助、共助、公助が有機的につながる地区防災計画を創設、自主防災組織を結成させ、被害の軽減を図るなど、町土ならび町住民の生命、身体及び財産を災害から守る防災対策が行政上最も重要な施策の一つであると思っているのですが、町長はどのような見解を持って今後取り組んでいくのか伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 人命に関する安全、または生命財産ということに関して、本当に

最も重要な課題の一つであると、今、議員が指摘されたとおりであります。

○議員（児玉 助壽君） 担当課長が自主防災組織は自発的な組織と言われて、あくまでも自発的だというような答弁のようでありましたけど、この法第5条第2項にもとづき、この自主防災組織の充実については、市町村が努めていかないという旨が規程されているので、今後の取り組みとして、地区防災計画等創設、地区防災計画は地区の住民がつくるわけです。それに従事させるような知恵を出してですね、よりよい方向に向かっていくようにしてもらいたい。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 先ほどですね、私のほうから自主自発的などという答弁ありましたけど、こういった災害対策関係は国の法令とか、基準であったり通達であったりとか、いろんな国からの指針なりそういったものですね、国・県・市町村、まあ画一されたそういった災害対策をとるべきだと思っております。そういった中で総務省の消防庁がですね、自主防災組織のあり方についての手引書を出しております。やはりこれは全国の市町村でそういった基準に従って、行っているわけですが、その中で地域で連携した活動を行う範囲としては、地域の実情に合った単位で行われることが必要であり、大規模災害への備えとして広域での活動が行える範囲が有効であることから、地域の避難所として活用される学校等を単位、小学校区とした連携、活動を実施していることが望まれると、それから防災活動では、避難所運営の参画の面でまとまりやすい点に加え、児童を守るための防犯活動の面で、小学校やPTAと連携できる観点から、小学校区単位の活動は有効とみられるということからもですね、今川南町が今年度からスタートしました自治公民館制度をですね、こういった国の指針からも、指針といいますか、こういった手引からも、今改革した年ではありますが、これから向かう方向としては間違っていないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 広域でできないから隣保協同精神のもとで、自主防災組織はつくられておるわけですがな。通山小学校のそこから浜までよ、津波のとき助けに来る者はおらんわけですから、やっぱり地区は地区の隣保、同じ生活環境を共有する人じゃねえと、できん部分があるから、地区防災計画を立てなさいこつ言いよつとですよ。

以上で終わる。

○議長（竹本 修君） 答弁は。答弁はいいですか。

以上で一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時42分閉会